

平成17年12月6日

# 第19回広島市都市計画審議会 議事録

事務局

都市計画局計画調整課

## 第19回広島市都市計画審議会議事録

1 開催日時 平成17年12月6日 午後3時00分

2 開催場所 広島市議会棟4階 第3委員会室

3 出席委員等

(1) 出席者

ア 学識経験者 石川伯廣 高井広行 大原勝美 濱本隆之

イ 市議会議員 下向井 敏 土井哲男 平野博昭 柳坪 進 山田春男

ウ 関係行政機関の職員 中国地方整備局長代理 広域計画課長 江角忠也

エ 県の職員 広島県警察本部交通部長代理 交通規制課 課長補佐 藤原宏志

オ 市民委員 田口 豊 茶谷 香 古川 隆

以上 14名

(2) 欠席者

ア 学識経験者 山田知子 地井昭夫 太田いく子 福田 督

イ 市議会議員 谷川正徳 都志見信夫

(3) 傍聴人

一般 0名

報道関係 0名

4 閉 会 午後3時40分

## 第19回広島市都市計画審議会

平成17年12月6日

事務局（都市計画担当部長） それでは、ただ今から、第19回広島市都市計画審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には、お忙しい中、お集まりをいただきまして、どうもありがとうございます。私、都市計画担当部長の池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

審議に入ります前に、本審議会の委員の内、関係行政機関の職員の委員の方に異動がございましたので、事務局から御報告を申し上げます。

お手元の配付資料の2枚目に資料2といたしまして「広島市都市計画審議会委員名簿」をお配りしておりますが、参考にしていただきたいと思います。

本審議会では、関係行政機関の職員の委員といたしまして、国土交通省中国地方整備局長に就任をいただいておりますが、8月の人事異動によりまして望月常好様の後任といたしまして、甲村謙友様が就任されております。

なお、本日は都合によりまして、代理といたしまして広域計画課長の江角様に出席をいただいております。

それでは、本日の議題についてでございますけれども、先に開催通知でお知らせしておりますとおり2つの議案でございます。いずれも広島市決定に係る案件でございます。

まず、第1号議案は、「下水道の変更」についてでございます。これは昨年5月に第4回総合見直しで変更いたしました「市街化区域及び市街化調整区域の追加・削除」に併せまして、「広島公共下水道の排水区域」を変更するものでございます。

次に、第2号議案でございますが、「臨港地区の変更」でございます。これは広島港臨港地区に新たに臨港地区の追加を行うものでございます。

最後に、前回の審議会でお諮りをいたしました案件のその後の状況につきまして、御報告をさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、石川会長さん、よろしくお願いいたします。

会長 本日は、御多忙の中、委員の皆様には御出席を賜りましてありがとうございます。

本日、御出席いただいております委員の方は、20名中14人でございます。定足数

に達しておりますので、本日の審議会は成立いたしております。

次に、本日の議事録の署名をお願いする方を指名したいと思います。本日の署名は、濱本委員さんと土井委員さんをお願いいたします。

それでは、審議に入ります。第1号議案につきまして、事務局の説明を求めます。

会長 はい、どうぞ。

事務局（都市計画担当課長） 都市計画担当課長の藤井でございます。

それでは、第1号議案「広島公共下水道の変更」について御説明いたします。議案書は3ページから14ページまでですが、前面のスライドにより説明いたします。

本件は、広島市決定に係る案件であります。

変更内容の説明に入ります前に、広島公共下水道の概要について、説明いたします。

広島公共下水道は、本市の主として市街地における下水を、処理するために市が管理する下水道でありまして、昭和27年3月に当初の計画決定をして以来、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水防止などを図るために整備を進めております。

お示ししている図は、現在までに都市計画決定しております下水道の内容をまとめたものです。図の黄色で表示しております区域が、汚水及び雨水の排水区域でありまして約15,191ha、青い線で表示しておりますのが、幹線管渠でありまして、これは排水区域1,000ha以上を受け持つものですが、約47kmございます。その他の施設として、処理場が5か所、ポンプ場が64か所、雨水滞水池が1か所、雨水調整池が1か所となっております。

また、この他に、広島県が管理する太田川流域下水道がありまして、赤い線で表示しております幹線管渠と東部浄化センターが広島県において都市計画決定されております。

本市の平成16年度末における、下水道の普及率は92.8%に達しておりまして、今後は市街化区域内の残る未整備地区の解消などのため、一層の整備促進に努めることとしております。

それでは、今回の変更内容について具体的に説明いたします。変更内容は市街化区域の変更に伴い、下水道の「排水区域」を変更するものです。「排水区域」は、市街地における下水を公共下水道により排水する区域として都市計画に定めるものです。今回の変更か所は平成16年2月10日の第14回都市計画審議会において説明いたしました市街化区域及び市街化調整区域の見直しの内容に対応したものでございます。

広島圏都市計画におきましては、平成16年5月に第4回都市計画総合見直しにおいて、

市街化区域及び市街化調整区域の見直しを行いました。この見直しに伴いまして、今回の変更は、広島市域で新たな市街化区域として編入致しました区域を広島公共下水道の排水区域に追加編入し、また、市街化区域から市街化調整区域に編入致しました区域を排水区域から削除するものです。

これは、広島公共下水道の排水区域でございます。水色で着色しております部分が、現在の排水区域です。赤色で着色しております部分が、新たに下水道の排水区域に追加しようとする区域で、黄色で示しております部分が排水区域から削除しようとする区域です。

排水区域の変更か所は図に示しますように、市内全域で追加する区域は113か所の約472ha、削除する区域は16か所の約6haで、合計しますと129か所の変更で、面積は差引き約466haの追加となります。このことから、排水区域の面積は現在の約15,191haから約15,657haとなります。

続きまして、区ごとに変更か所の概要を説明いたします。

まず、東区です。主な区域は、開発地であります戸坂長尾台、中山西二丁目などで、追加する区域が13か所、削除する区域が3か所です。

次に、西区です。主な区域は、開発地の古田台一丁目、二丁目、山田町などで、追加する区域は8か所、削除する区域が2か所です。

次に、南区です。主な区域は、埋立事業の竣功した出島二丁目、追加する区域が4か所、削除する区域はありません。

中区は、埋立事業の竣功した南吉島一丁目の1か所を追加するのみで、削除する区域はありません。

次に、安佐南区です。主な区域は、開発地であります安東七丁目、伴北七丁目、伴西一丁目、二丁目、三丁目、大町西一丁目などで、追加する区域が23か所、削除する区域が5か所です。

次に、安佐北区です。主な区域は、開発により市街地となっております、あさひが丘、龜山南二丁目、市街化が進行している南原、狩留家町などで、追加する区域が27か所、削除する区域が2か所です。

次に、安芸区です。主な区域は、既成市街地である矢野東七丁目、追加する区域が25か所、削除する区域が3か所です。

次に、佐伯区です。主な区域は、埋立事業が竣功した地区であります海老山南一丁目、二丁目、追加する区域が12か所、削除する区域が1か所です。

以上、変更か所を御説明いたしました。

今回、排水区域に追加する区域については、都市計画の変更の後、順次下水道を整備していくこととなりますが、厳しい財政事情の中、効率的な整備を図っていきたいと考えております。

なお、本件につきましては、今年の7月1日に、下水道局によりまして、広報紙「市民と市政」及びインターネットによりまして、計画の内容を説明し、意見の受け付けを行いました。市民の方からは、早期の整備を望む声などが寄せられましたが、排水区域を変更することについての意見はありませんでした。また、今年8月15日から8月29日までの2週間、都市計画局計画調整課及び各区役所建築課において、「都市計画の案の縦覧」を行い、意見書の提出はございませんでした。

以上で第1号議案・広島公共下水道の変更の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

会長 ただ今、第1号議案について説明がございましたが、御意見等がございましたらお願いいたします。

会長 はい、どうぞ。

委員 「削除」と「縮小」はどう違うんですか。「削除」と「縮小」。「削除」いうて書いてあって、下のほうには「縮小」いうて書いてあります。何か所削除したいうて、図面には「縮小地域」いうて書いてあるんですが。

事務局（都市計画担当課長） 何ページでしょうか？

委員 何ページいうて、今のちょっとあれを出してみてください。

委員 パワーポイントの付録の方のやつですね。

委員 ええ。「追加・削除」いうて書いてありますね。下のほうには、黄色で「縮小区域」いうて書いてあります。

会長 はい。

事務局（都市計画担当課長） あの、意味は全く同じでございます。

会長 よろしゅうございますか。

委員 同じなら統一せにゃいけんかったの。

事務局（都市計画担当課長） 統一する必要がありましたので。

会長 だから、表示の間違いということですか。「削除」ということで統一ということ。

事務局（都市計画担当課長） 「削除」で統一させていただきたいと思います。

会長 よろしゅうございますか。

委員 はい。

会長 他に何か御意見がございますでしょうか。

会長 ないようでございますので、第1号議案につきましては、原案どおり都市計画の変更を行うことを適当と認めると市長へ答申することとして、よろしゅうございますでしょうか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしと認めます。

それでは、第2号議案につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局（都市計画担当課長） それでは、第2号議案「臨港地区の変更について」説明いたします。

議案書は、15ページから17ページまでですが、前面のスライドにより説明いたします。本件は、広島市決定に係る案件でございます。

まず、都市計画で定めるものを大きく分類したものがこの表でございます。上から、都市計画区域、区域区分、地域地区、都市施設、市街地開発事業、地区計画等でございます。臨港地区は、この都市計画の分類のうち、「地域地区」に属しておりまして、用途地域、防火地域及び準防火地域など同様の位置づけでございます。

臨港地区の目的としては、港湾を管理運営するために定めるものでございまして、船だまりや護岸、物揚場といった港湾施設のほか、海事関係官公署、臨海工場等港湾を管理するうえで必要な施設が立地する地域及び将来これらの施設のために供せられる地域について指定するものでございます。

また、臨港地区指定の手続でございますが、都市計画法第23条第4項において、「臨港地区に関する都市計画は、港湾法第2条第1項の港湾管理者、広島港の場合は、広島県でございますが、この港湾管理者が申し出た案に基づいて定めるものとする。」とされております。

ここで、広島港における臨港地区を取り巻く環境の変化などについて具体的に説明します。

昭和40年7月に広島地区が広島平和記念都市建設計画広島港臨港地区として指定されておりまして、その後、広島港各地域の港湾施設の整備状況及び広島港に関連する市街地の整備状況に変化が見られたため、数度にわたり臨港地区の変更が行われております。

この図は、現在の広島港における臨港地区の位置を緑色で示しておりまして、約568.3 ha を指定しております。今回の臨港地区の変更につきましては、港湾法上の港湾施設として位置付けられていない施設について、適正な維持管理のため追加指定するものでありまして、港湾管理者の広島県から申し出のあった区域でございます。

今回追加いたします区域は、仁保地区の海田大橋護岸、仁保物揚場、西仁保3号護岸の区域、<sup>ほうそぎ</sup>柞木物揚場の区域、丹那物揚場の区域及び吉島地区の吉島東2号護岸の区域でございまして、赤色の区域、約2.4 ha を追加指定するものでございます。これによりまして、臨港地区の面積は、現在の、約568.3 ha から約570.7 ha となります。

それでは、今回、追加いたします区域について、詳細に説明いたします。

この写真は、仁保地区の海田大橋護岸、仁保物揚場、西仁保3号護岸の航空写真でございます。当該地区は、物流関連ゾーンにおける中央地域の拠点として、港湾整備がなされている地区でございます。

続きまして、海田大橋護岸及び西仁保3号護岸の現況写真でございます。海田大橋護岸は、背後の臨港道路・海田大橋を防護する港湾施設でございます。また、西仁保3号護岸も同様に背後地を防護する港湾施設でございます。

次は、仁保物揚場の現況写真でございまして、海田大橋護岸・西仁保3号護岸と連続する港湾施設でございます。仁保物揚場は、小型船だまりとして機能しておりまして、接続する臨港道路により円滑な港湾活動が行われております。

次のスライドは、御説明いたしました仁保地区の海田大橋護岸、西仁保3号護岸及び仁保物揚場の港湾施設の区域を示したものでございます。

緑色で表示しておりますところは、現在の臨港地区の区域で、赤色で表示しておりますところが、今回、臨港地区に指定する区域でございます。

次は、仁保地区の柞木物揚場の航空写真でございます。

柞木物揚場は、係留施設として利用され、物揚場としての利用形態も有しております。

スライドの下、緑色で表示しておりますところは、現在の臨港地区の区域で、赤色で表示しておりますところが、今回、臨港地区に指定する区域でございまして、写真に赤線で囲んでおります物揚場を指定するものでございます。

次に、仁保地区の丹那物揚場の航空写真でございます。

丹那物揚場は、漁業農場及び漁船の係留施設として整備されましたが、現在は、小型船だまり及び野積場として利用され、隣接する臨港道路により円滑な港湾活動が行われてお

ります。

緑色で表示しておりますところは、現在の臨港地区の区域で、赤色で表示しておりますところが、今回、臨港地区に指定する区域でございます。写真に赤線で囲んでおります臨港道路及び物揚場を指定するものでございます。

次は、吉島地区の吉島東2号護岸の航空写真でございます。

吉島東2号護岸は、漁船等の船だまり、物揚場として機能しております。

臨港地区に指定する区域につきましては、赤色で表示しております区域でございます。写真に赤線で囲んでおります物揚場を指定するものでございます。

なお、広島港における臨港地区内においては、港湾管理者である広島県により、建築物等の用途を規制する条例が定められておりまして、それぞれの地区の特性に応じ、「分区」が指定され、これにより土地利用規制を行うこととなります。本件につきましては、関係者であります広島市漁業協同組合へ水産担当を通じまして意見聴取を行ったところ、意見はございませんでした。

また、8月29日から9月12日までの2週間、計画調整課及び南区役所建築課において、「都市計画の案の縦覧」を行いました。意見書の提出はございませんでした。

以上で第2号議案「臨港地区の変更について」の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

会長 ただ今、事務局から説明がございました第2号議案につきまして、御意見等がございましたらお願いいたします。

会長 はい、どうぞ。

委員 意見ではないんですけど、ちょっと不勉強で教えていただきたいんですけど、これが臨港地区に指定されますと、予算面とか変わってくるんじゃないかと思うんですけど、その辺がどうなのかということと、なぜ今の時期になって指定が出てきたのかと、2点について。

会長 はい。

事務局 まず、1点目の予算面についてでございますが、臨港地区に指定しますと、例えば、災害時について、事務的な話なんですけれども、国から補助がもらえるとか、そういったことになります。そういった面の、位置付けることによって、災害復旧のときの補助事業になると、そういったことがまず1点目としてあります。

それと、2点目の「なぜ今、この臨港地区を指定するのか」ということでございますが、

これは、昨年、平成16年8月から9月にかけて台風が来襲いたしまして、施設管理について広島県のほうで、全県、広島県全県について洗い出しをしまして、港湾施設の位置付けがなされていないということが判りましたので、この地区について維持管理のために必要だということの申し出がございまして、これに基づいて指定するものでございます。以上でございます。

委員 はい、ありがとうございました。ついでにもう一つ、常識的な話なんですけど、どこまでが港になりますんですか。今、だいぶ奥へ入った所も港湾地区の指定になっておりますですね。

会長 はい、どうぞ。

事務局（都市計画担当課長） 広島港の中を見ますと、要は河川管理者の部分と、それから港湾管理者の部分と、海岸管理者の部分と、大きくは3つ、それから商工センターは漁港なんで漁港管理者ということになるんですけれども、まず、デルタの中で申しますと、河川管理者が管理しておりますのは、庚午橋を越えて太田川放水路は基本的に河川管理者が管理というふうに管理をしておるようでございます。それから、その他のデルタの河川につきましては、第1橋梁の庚午橋、霞庚午線のライン東西線、それから若干、計画されている南道路付近までは、河川管理者が管理しておるようございまして、その他の下流部、海側ですね、これについては海岸管理者と、それから港湾管理者が区分して管理しておるといった状況になっております。

委員 はい、ありがとうございました。

会長 他にございますでしょうか。

会長 ないようございますので、第2号議案につきましては、原案どおりの変更を行うことを適当と認める旨、市長へ答申することとして、よろしゅうございますでしょうか。

委員全員 異議なし。

会長 異議なしと認めます。

会長 最後に、事務局より報告事項があるようございますので、お願いいたします。

事務局（都市計画担当課長） それでは、報告事項でございますが、前回、本審議会で御審議いただいた案件のその後の状況について、御報告させていただきます。

お手元に資料の3「報告事項」として、資料を配付させていただいておりますので、御覧いただきたいと思います。

前回、8月2日に本審議会で御審議いただいた案件は、全部で3議案ございました。

まず、第1号議案及び第2号議案は、いずれも安芸区瀬野みどり坂地区に関する案件で、第1号議案は「用途地域の変更」、第2号議案は「地区計画の変更」で、いずれも広島市決定の案件でございました。これらは、いずれも原案どおり変更することを適当と認めるとの答申をいただいたことから、本年の10月18日にそれぞれ都市計画法に基づく都市計画の変更の告示を行ったところでございます。

次に、第3号議案は「建築基準法に基づきます用途地域の指定のない地域の内、市街化調整区域内の建築物の容積率等の変更」で、これは西風新都梶毛東地区の開発予定地に関するものでございました。これにつきましても、原案どおり変更することを適当と認めるとの答申をいただいたことから、本年9月22日に建築基準法に基づき特定行政庁が告示を行いまして、同日から施行をしております。

以上で、前回の審議会で御審議いただきました案件のその後の状況につきまして、御報告を終わらせていただきます。

会長 それでは、以上で本日の審議会を終了いたします。

本日は、たいへんお忙しい中を御審議いただきまして、誠にありがとうございました。心から厚く御礼を申し上げます。